

# 今後のシルバーサービスの在り方について（意見具申）

昭和62年12月7日

（福祉関係三審議会合同企画分科会）

本合同企画分科会は、社会福祉制度の中長期的な見直しを進めているところであるが、本日、本分科会に設置した企画小委員会により、今後のシルバーサービスの在り方について、別紙のとおり報告が行

われたところである。本分科会においても、その内容について検討を行ったところ、適当と考えられるので、本分科会の意見として具申するものである。

別紙

企画小委員会報告

昭和62年12月7日

高齢化の進展、年金制度の成熟等を背景として、近年、高齢化を対象とするシルバーサービスを中心に民間事業者による多様なサービスの供給が始まっており、社会福祉制度における公私の役割等についての検討の一環として、緊急の課題となっている今後のシルバーサービスの在り方について取り急ぎ検討を行い、その結果を取りまとめたので、報告する。

## 1 シルバーサービスの背景

我が国においては、人口の高齢化が極めて急速に進展しており、わずか30数年後には、概ね4人に1人が65歳以上の者となるという未曾有の超高齢社会を迎える。このような高齢化の進展と併せて、ねたきりや痴呆等の要介護老人の増加、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみ呼帯の増加等の家族形態の変化、生活様式や意識の変化等に伴い、高齢者のニーズは大幅に増大し、多様化していくものと考えられる。

一方、年金制度の成熟等に伴い、近年、高齢者は

自立した消費者としての購買力を有しつつある。

また、高齢者においては、今日、費用を負担してでも自分のニーズに合ったサービスを利用しようとする意識が芽生えてきており、費用負担の問題だけでなく即時性や利用手続きにおける簡便性が重視されるようになってきている。

こうしたことを背景に、近年、高齢者を対象とする様々なシルバーサービスが出現してきているが、これは社会経済の変化に対応した構造的な動きであると言えよう。

## 2 シルバーサービスの健全育成の必要性

今後、高齢化の進展等に伴い、民間事業者によるシルバーサービスの供給が、量的に拡大していくことは確実であるが、これを放置した場合には劣悪なサービスが提供される事態も生じかねないことが懸念されている。ひとたび、このような事態が発生すれば、サービスを信頼して購入した高齢者に看過し難い痛手を与えることはもとより、シルバーサービ

ス全体に対する国民の不信を招き、シルバーサービスの健全な発展が阻害され、ひいては増大、多様化する高齢者のニーズに的確に対応できなくなる。

したがって、今後の老人福祉政策の在り方としては、これまでの公的施策の一層の推進とあいまって、民間部門の創意工夫を生かした多様なサービスの健全な育成が必要である。

この場合、公的部門による福祉サービスと民間部門による福祉サービスとの関係についてはおおむね次のように考えられる。

公的部門は、基本的には、

国民の切実なニーズに対応するサービスであって、対象者が低所得者であるなどの理由により、基本的に民間によるサービスの提供が期待し難いもの

国民の切実なニーズに対応するサービスであって、広い意味における市場機構を通じての民間サービスの供給が十分でないもの

を確保提供すべきであり、それ以外の多様なサービスについては、様々な形態の民間部門が積極的に対応していくことが望まれる。

なお、公的部門により確保提供されるべきサービスについても、民間部門における創造性、効率性を考慮し、支障のない限り適正な管理の下に民間部門に委託することを考えるべきである。

### 3 健全育成の方策

(1) 現在公的部門により確保提供される事業（委託により行われるものを含む。）及び無料低額の料金で行われる事業については、基本的には第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業として社会福祉事業法に基づく規制が行われている。一方、これと同様の内容の事業であっても、市場機構の下で対価を得て行う事業については、購買者としての高齢者の選択が可能であり、また、これらの事業のうち高齢者を入居させ生活の大部分をその場で営ませる施設（有料老人ホーム）を営営する事業については設置についての届出義務を課すとともに行政により報告を求め、調査を行うことができること等の法的関与が既に行われていることから、現時点においては、これ以上の法的規制を行う必要はないと

考えられる。

(2) むしろ、民間事業者の創造性、効率性を損なうことのないよう十分配慮しつつ、国、地方を通ずる行政による適切な指導とあいまって、サービス供給者である民間事業者自身がその倫理を確立し、高齢者の信頼にこたえとともに高齢者の心身の特性に十分配慮するという認識のもとでサービスの質の向上を図るための自主的な措置をとることが求められる。

(3) これと併せて、これまでの公的福祉サービスと同様の内容の民間福祉サービスについては、当面、公的融資を行うことにより市場機構を活用して、適切な介護機能等高齢者へのきめ細かな配慮が行われ、高齢者の信頼にこたえ得る良質のサービスの提供を促すこととし、社会福祉における政策融資として、有料老人ホーム及び民間在宅福祉サービスに対する公的融資を行うべきものとする。また、各種の税制上の優遇措置、信用保証制度の導入、公的サービスの民間事業者への委託の促進などについても検討すべきである。さらに、高齢者が自らのニーズに適合したサービスを購入できるよう、良質なシルバーサービスに関する情報提供を促進していくことも重要である。

以上、当面のシルバーサービスの在り方についての基本的な考え方を示したが、もとより、公的施設を今後とも一層推進する一方、住民の相互扶助的組織を含めた幅広いボランティア活動の振興を図るべきことはいうまでもない。

福祉関係三審議会合同企画分科会企画小委員会名簿  
石井岱三 全社協老人福祉施設協議会制度政策委員長  
仲村優一 放送大学教授  
橋本司郎 評論家  
三浦文夫 日本社会事業大学教授  
山田雄三 一橋大学名誉教授